

中部大学学則

第1章 目的

第1条 中部大学(以下「本学」という。)は、教育基本法並びに建学の精神にのっとり、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力をもつ有為な人材を育成し、もって人類・社会の発展と学術・文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 学部・学科及び収容定員

第2条 本学に置く学部・学科は次のとおりとし、学生はその一学部・学科を専修するものとする。

工学部	機械工学科、電気システム工学科、都市建設工学科、建築学科、電子情報工学科、応用化学科、情報工学科
経営情報学部	経営情報学科、経営学科、経営会計学科
国際関係学部	国際関係学科、国際文化学科、中国語中国関係学科
人文学部	日本語日本文化学科、英語英米文化学科、コミュニケーション学科、心理学科、歴史地理学科
応用生物学部	応用生物化学科、環境生物科学科、食品栄養科学科（食品栄養科学専攻、管理栄養科学専攻）
生命健康科学部	生命医科学科、保健看護学科、理学療法学科、作業療法学科、臨床工学科、スポーツ保健医療学科
現代教育学部	幼児教育学科、児童教育学科

2 学部及び学科ごとの教育研究上の目的は、別表1のとおりとする。

第3条 本学の学部及び学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編 入学定員	収容定員
工学部	機械工学科	160	2	644
	電気システム工学科	80	2	324
	都市建設工学科	60	2	244
	建築学科	110	2	444
	電子情報工学科	80	2	324
	応用化学科	90	2	364
	情報工学科	120	2	484
計		700	14	2,828
経営情報学部	経営情報学科	110	2	444
	経営学科	110	2	444
	経営会計学科	80	2	324
	計	300	6	1,212

国際関係学部	国際関係学科	50	2	204
	国際文化学科	50	2	204
	中国語中国関係学科	40	1	162
	計	140	5	570
人文学部	日本語日本文化学科	80	2	324
	英語英米文化学科	70	2	284
	コミュニケーション学科	70	2	284
	心理学科	90	2	364
	歴史地理学科	90	2	364
	計	400	10	1,620
応用生物学部	応用生物化学科	110	2	444
	環境生物科学科	110	2	444
	食品栄養科学科			
	食品栄養科学専攻	60	2	244
	管理栄養科学専攻	40	0	160
	計	320	6	1,292
生命健康科学部	生命医科学科	60	0	240
	保健看護学科	100	0	400
	理学療法学科	40	0	160
	作業療法学科	40	0	160
	臨床工学科	40	0	160
	スポーツ保健医療学科	80	0	320
現代教育学部	計	360	0	1,440
	幼児教育学科	80	2	324
	児童教育学科	80	2	324
	計	160	4	648

第4条 削除

第3章 修業年限・学年・学期及び休業日

第5条 本学の修業年限は4年とし、在学期間は通算8年を超えてはならない。

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日であっても授業又は試験を実施することがある。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

- (3) 開学記念日 11月19日
- (4) 学園創立記念日 12月8日
- (5) 春季休業日
- (6) 夏季休業日
- (7) 冬季休業日

- 2 前項第5号から第7号までの休業期間は、別に定める。
- 3 必要がある場合は、第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 教育課程・履修方法及び単位認定

第9条 本学の学部・学科の教育課程は、別表2のとおりとする。

- 2 学生は、所属する学部・学科所定の教育課程を履修しなければならない。
- 3 学生は、前項に定める教育課程のほか、他の学部・学科が開設する授業科目を履修することができる。

第9条の2 学生は、本学が定める科目群の授業科目を副専攻として履修することができる。

- 2 副専攻の種類、科目群その他の必要事項は、別に定める。

第9条の3 本学に日本語教員養成講座を置く。

- 2 日本語教員養成講座の授業科目その他の必要事項は、別に定める。

第10条 本学が教育上有益と認めるときに限り、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下「他の大学」という。)との協議に基づき、学生は学長の許可を得て当該大学の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修し、修得した授業科目の単位は60単位を超えない範囲で、本学卒業に必要な単位に算入する。

- 3 他の大学での履修の期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、協議の上、更に1年以内に限り延長することができるが、履修の期間は、通算して2年を超えることはできない。

- 4 他の大学での履修の期間は、本学の在学期間に算入する。

第10条の2 本学が教育上有益と認めるときに限り、学長の許可を得て、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行った場合は、本学における授業科目の履修とみなし、必要な単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は前条第2項による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第11条 本学が教育上有益と認めるときに限り、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときに限り、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項

に規定する学修を本学における履修とみなし必要な単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第10条第2項及び前条第2項による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第11条の2 第52条の2の規定による科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したものと認められるときは、修得した単位数、その修得に要した期間等を勘案して、2年を超えない範囲の期間をその者の修業年限に通算することができる。

第12条 教育課程の授業科目は、全学共通教育科目及び学部教育科目に分ける。

第13条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

学部・学科		免許状の種類
工学部	機械工学科 電気システム工学科 都市建設工学科 建築学科	高等学校教諭一種免許状(工業)
工学部	電子情報工学科	高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(情報)
工学部	情報工学科	高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(情報)
工学部	応用化学科	高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(理科)
経営情報学部	経営情報学科	高等学校教諭一種免許状(情報)
経営情報学部	経営学科	高等学校教諭一種免許状(商業)
経営情報学部	経営会計学科	高等学校教諭一種免許状(商業)
国際関係学部	国際関係学科	高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)
国際関係学部	国際文化学科	高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)
国際関係学部	中国語中国関係学科	高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(中国語)

人文学部	日本語日本文化学科	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)
人文学部	英語英米文化学科	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
人文学部	コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
人文学部	心理学科	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
人文学部	歴史地理学科	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
応用生物学部	応用生物化学科	高等学校教諭一種免許状(農業) 高等学校教諭一種免許状(理科)
応用生物学部	環境生物科学科	高等学校教諭一種免許状(農業) 高等学校教諭一種免許状(理科)
応用生物学部	食品栄養科学科 食品栄養科学専攻	高等学校教諭一種免許状(農業) 高等学校教諭一種免許状(理科)
応用生物学部	食品栄養科学科 管理栄養科学専攻	栄養教諭一種免許状
生命健康科学部	生命医科学科	高等学校教諭一種免許状(保健)
生命健康科学部	保健看護学科	養護教諭一種免許状
現代教育学部	幼児教育学科	幼稚園教諭一種免許状
現代教育学部	児童教育学科	小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(理科)

第 13 条の 2 本学応用生物学部応用生物化学科、環境生物科学科又は食品栄養科学科の食品衛生コースにおいて、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に定める所要の単位を修得した者は、同法及び同法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)の規定に基づく食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得することができる。

- 2 本学応用生物学部食品栄養科学科において、管理栄養科学専攻（以下「管理栄養科学専攻」という。）の課程を履修して卒業した者は、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）に規定する栄養士の免許を取得することができる。
- 3 管理栄養科学専攻において、栄養士法施行令（昭和 28 年政令第 231 号）及び管理栄養士学校指定規則（昭和 41 年文部・厚生令第 2 号）の規定に基づき定められた所要の単位を修得して卒業した者は、管理栄養士国家試験の受験資格を取得することができる。
- 4 前 2 項に規定する栄養士の免許及び管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする

る者が履修すべき授業科目、単位数その他の必要事項は、別に定める。

第13条の3 本学国際関係学部国際文化学科、人文学部日本語日本文化学科又は歴史地理学科において、学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法(昭和26年法律第285号)及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の資格を取得しようとする者のために学芸員課程を置き、課程に関する授業科目、単位数その他の必要事項は、別に定める。

第13条の4 本学現代教育学部幼児教育学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の規定に基づき定められた所要の単位を取得しなければならない。

2 前項の資格を取得しようとする者が履修すべき授業科目、単位数その他の必要事項は、別に定める。

第13条の5 本学生命健康科学部保健看護学科において、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定に定める保健師国家試験の受験資格を得ようとする者は、別に定める選考を経て、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号別表)に定める所要の単位を取得しなければならない。

第14条 各授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

2 学生は、その履修しようとする授業科目を定めて、あらかじめ学長に申告しなければならない。

3 前項により履修科目として申告できる単位数は、各学部・各学年ごとに別に定める単位数の上限を超えることができない。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した者については、履修科目として申告することができる単位数の上限を超えて申告を認めることができるものとする。

第15条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習、製図、実技は、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

第16条 一の授業科目の履修が終わったときには、試験・実習報告・実習状況・平素の学修状況等によってその成績を評価し、合格した者には、その科目の修了を認め単位を与える。

2 試験及び評価に関する事項は、別に定める。

第17条 教育課程の各授業科目の履修に係る学修進行の制限については、別に定める。

第5章 卒業及び学位

第18条 学部を卒業するには、4年以上在学し、かつ、教育課程に定める科目を履修し、別表2に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

第19条 学部を卒業した者に学士の学位を授与する。

2 学士の学位は、専攻分野により次のとおりとする。

工学部	学士(工学)
経営情報学部	学士(経営情報学)
国際関係学部	学士(国際学)
人文学部	学士(人文学)
応用生物学部	学士(応用生物学)
生命健康科学部	
生命医学科	学士(生命医科学)
保健看護学科	学士(看護学)
理学療法学科	学士(理学療法学)
作業療法学科	学士(作業療法学)
臨床工学科	学士(臨床工学)
スポーツ保健医療学科	学士(スポーツ保健医療学)
現代教育学部	学士(教育学)

3 学位の授与に関しては、中部大学学位規程(昭和46年4月1日制定)の定めるところによる。

第6章 外国人留学生に関する授業科目等の特例

第20条 この章において「外国人留学生」とは、外国籍を有し、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学した者をいう。

第21条 外国人留学生に対する教育上の必要から第9条に規定するもののほか、各学部において日本語に関する科目を開設することができる。

2 外国人留学生に係る卒業の要件として修得すべき単位数は、第18条の規定にかかわらず、外国人留学生が日本語に関する科目を履修し、所要の単位を修得した場合は、別に定めるところにより、全学共通教育科目（教養課題教育科目に限る。）の単位に代えることができる。

第7章 入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。再入学、編入学及び転入学の場合も同様とする。

第23条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了したもの
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 90 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者で、その後本学において、大学教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

第 24 条 入学志願者は、所定の書類に検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならぬ。

2 入学志願の手続に関する事項は、別に定める。

第 25 条 入学を許可すべき者は、入学志願者について選考の上、決定する。

2 入学者選考に関する事項は、別に定める。

第 26 条 次の各号の一に該当する者で、本学の第 3 年次に編入学を志願する者については、選考の上、学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者又は法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (2) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。)附則第 7 条に規定する者
 - (3) 短期大学を卒業した者
 - (4) 高等専門学校、国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者
 - (5) 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が 1700 時間以上であるものに限る。)を修了した者(第 23 条に規定する入学資格を有する者に限る。)
 - (7) 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)
- 2 前項により入学した者の在学期間及び既修単位の認定に関する事項については、別に定める。
- 3 第 24 条の規定は、第 1 項の規定により編入学を志願する場合に準用する。

第 26 条の 2 次の各号の一に該当する者は、収容定員に欠員のある場合には、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学の学生で当該学部長又は学長の承認を得て本学に転入学を志願する者
- (2) 大学を卒業した者又は法第 104 条第 4 項の規定により、学位を授与された者で本学に編入学を志願する者
- (3) 施行規則附則第 7 条の規定により、本学に編入学を志願する者
- (4) 短期大学を卒業した者で本学に編入学を志願する者
- (5) 高等専門学校、国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者で本学に編入学を志願する者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が 1700 時間以上であるものに限る。)を修了した者で、本学に編入学を志願する者(第 23 条に規定する入学資格を有する者に限る。)
- (7) 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)で、本学に編入学を志願する者

2 前項により入学した者の在学期間及び既修単位の認定に関する事項については、別に定める。

3 第 24 条の規定は、第 1 項の規定により編入学を志願する場合に準用する。

第 26 条の 3 第 26 条第 1 項及び第 26 条の 2 第 1 項による入学者選考に関する事項は、別に定める。

第 27 条 入学を許可された者は、指定の期日までに、次の手続をとらなければならない。

- (1) 保証人連署の誓約書を提出すること。
- (2) 住民票又はこれに代るものを作成すること。
- (3) 所定の授業料等を納付すること。

2 故なく、前項の手続をしないときは、入学許可はその効力を失う。

第 28 条 病気その他やむを得ない理由により、2 か月以上修学することができない者は、理由書(病気による場合は医師の診断書)を添えて学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

2 休学できる期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、許可を得て延長することができる。

3 休学の期間は、通算して 4 年を超えてはならない。

第 29 条 病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、教授会の議を経て休学を命ずることができる。

第 30 条 休学期間は、第 5 条に規定する在学期間に算入しない。

第 31 条 休学の理由が終って復学しようとする者は、理由書(病気による休学の場合は医師の診断書)を添えて、学長に願い出て、許可を得なければならない。

第32条 他の大学に転学しようとする者又は他の大学の入学試験に応じようとする者は、理由書を添えて、学長に願い出て、許可を得なければならない。

第33条 現に在籍している学部・学科の学生が、他の学部・学科に転学部・転学科を志望する場合は、願い出により、選考の上、学長は、教授会の議を経て第2年次又は第3年次に転学部・転学科を許可することができる。

2 前項に関する事項については、別に定める。

第34条 退学しようとする者は、理由書(病気による場合は医師の診断書)を添えて、学長に願い出て、許可を得なければならない。

第35条 本学が教育上有益と認めるときに限り、外国の大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て当該大学に留学することができる。

2 第10条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の場合にこれを準用する。ただし、外国の大学との協定に基づく2学位プログラムによる留学の場合は、原則として2年間の履修を必要とするため、第10条第3項の適用を除外する。

第36条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 第5条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第28条第3項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 休学期間が終っても所定の手続きをしない者
- (4) 死亡した者
- (5) 授業料納付の義務を怠り、督促しても納付しない者

第37条 第34条の規定による退学者及び前条第5号の規定による除籍者については、本人の願い出により、学長は、教授会の議を経て再入学させることができる。

第8章 授業料、入学料及び検定料

第38条 本学の各学部の授業料、入学料及び検定料の額は、次の表のとおりとする。ただし、第5条に規定する修業年限を超えて在学する者及び私費外国人留学生の授業料の額並びに入学試験において複数日の受験又は複数学科の受験を出願する者の検定料の額については、別に定めることができる。

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	計
授業料	工学部	(円) 930,000	(円) 940,000	(円) 950,000	(円) 960,000	(円) 3,780,000
	経営情報学部	730,000	740,000	750,000	760,000	2,980,000
	国際関係学部	770,000	780,000	790,000	800,000	3,140,000
	人文学部	770,000	780,000	790,000	800,000	3,140,000
	応用生物学部	930,000	940,000	950,000	960,000	3,780,000
	生命健康科学部					
	生命医科学科	990,000	1,000,000	1,010,000	1,020,000	4,020,000
	保健看護学科	960,000	970,000	980,000	990,000	3,900,000

理学療法学科	960,000	970,000	980,000	990,000	3,900,000
作業療法学科	960,000	970,000	980,000	990,000	3,900,000
臨床工学科	930,000	940,000	950,000	960,000	3,780,000
スポーツ保健医療学科	880,000	890,000	900,000	910,000	3,580,000
現代教育学部	720,000	730,000	740,000	750,000	2,940,000
入学料			280,000円		
検定料			35,000円		

第39条 授業料の納付は、各年次に係る授業料について、春学期及び秋学期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、春学期にあっては4月1日から10日までに、秋学期にあっては10月1日から10日までに納付しなければならない。ただし、新たに入学を許可された者は、指定の期日までに春学期の授業料を納付しなければならない。

第39条の2 春学期又は秋学期の全期間を休学する者のその期の授業料は、納付を免除する。ただし、別に定める在籍料を指定の期日までに納付しなければならない。

第40条 秋学期の納付の時期前に退学する者の納付する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

第41条 経済的理由によって納付が困難な者については、その者の申請に基づいて、納付を猶予することができる。

第42条 入学料は、入学するときに納付しなければならない。ただし、再入学する者にその他別に定める者については、入学料の納付を免除する。

第42条の2 検定料は、入学、編入学又は再入学を出願するときに納入しなければならない。

第42条の3 既納の授業料、入学料及び検定料は、返付しない。ただし、入学手続時に納付された授業料の取扱いについては、別に定めることができる。

第9章 賞罰

第43条 学生として表彰に値する行為があったときには、学長は、教授会の議を経て、これを表彰することがある。

第44条 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があつたときは、学長は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で、改善の見込がないと認められた者
- (2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくて、欠席が長期にわたる者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 10 章 研究生及び聴講生

第 45 条 本学において特定の事項について研究することを願い出た者があるときは、本学の学生の修学を妨げない場合に限り、選考の上、研究生として許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、本学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

第 46 条 研究生の研究期間は半年とする。ただし、事情によって延長することができる。

2 研究期間が終了したときは、研究生としての在籍証明書を交付することができる。

第 47 条 研究生の研究料は、1か月 28,000 円とし、指定の期日までに納付しなければならない。

2 検定料は、35,000 円とし、願い出と同時に納付しなければならない。

3 既納の研究料及び検定料は、理由のいかんを問わず返付しない。

第 48 条 本学の授業科目のうち特定の科目を聴講することを願い出た者があるときは、本学の学生の修学を妨げない場合に限り、選考の上、聴講生として許可することができる。

2 聴講生を志願することのできる者は、第 23 条に規定する入学資格を有する者又は本学教授会において適当と認めた者とする。

第 49 条 聴講生の聴講期間は、聴講科目について授業の行われる期間とする。

2 聴講科目の試験に合格した者には、証明書を交付することができる。

3 聴講生として取得した単位は、本学正規の課程の単位としては認められない。

第 50 条 聴講生の聴講料は、1科目につき 10,000 円とし、指定の期日までに納付しなければならない。

2 既納の聴講料は、理由のいかんを問わず返付しない。

第 51 条 研究生及び聴講生に対しては、本学の学生に関する規定を準用する。

第 11 章 特別聴講学生

第 52 条 他の大学又は外国の大学に在学中の学生で本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学との協議に基づき、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生については、別に定める。

第 11 章の 2 科目等履修生

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者がある場合、学部において適当と認めたときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

第 52 条の 3 科目等履修生を志願することのできる者は、第 23 条に規定する入学資格を有する者とする。

第 52 条の 4 科目等履修生の入学の時期は、当該授業科目の授業が行われる学期の始めとする。

第 52 条の 5 科目等履修生の授業料は、1 単位につき 10,000 円とし、指定の期日までに納付しなければならない。

2 検定料は、5,000 円とし、願い出と同時に納付しなければならない。

3 既納の授業料及び検定料は、理由のいかんを問わず返付しない。

第 52 条の 6 その他科目等履修生に対しては、本学の学生に関する規定を準用する。

第 12 章 職員組織

第 53 条 本学に次の職員を置く。

学長

副学長

学部長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

技術職員

2 前項に定めるほか、必要に応じてその他必要な職員を置くことができる。

第 13 章 協議会及び教授会

第 54 条 本学に重要な事項を審議するため、中部大学協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第 54 条の 2 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学監

(4) 学長補佐

(5) 学部長

(6) 研究科長

(7) 事務局長

(8) 教務部長

(9) 学生部長

(10) 学長の指名した者

第 54 条の 3 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (2) 研究科、専攻、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (3) 教育活動の基本方針に関する事項
- (4) 学生支援の基本方針に関する事項
- (5) 研究活動の基本方針に関する事項
- (6) 国際交流の基本方針に関する事項
- (7) 安全・危機管理の基本方針に関する事項
- (8) 教育研究活動等に係る評価の基本方針に関する事項
- (9) その他大学の運営に関する重要事項

第 55 条 学部に、学部の重要な事項を審議するため、教授会を置く。

第 55 条の 2 教授会は、教授をもって組織する。

2 前項の組織には、審議事項に応じ、准教授その他の教育職員を加えることができる。

第 56 条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学科、講座、学科目の設置、廃止等学部の組織に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学生の入退学、試験、卒業等に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 教育職員の人事に関する事項
- (6) その他学部の重要な事項

第 14 章 図書館

第 57 条 本学に附属三浦記念図書館を置く。

2 附属三浦記念図書館の管理・運営その他必要な事項は、別に定める。

第 15 章 学生寮

第 58 条 本学に学生寮を置き、学生の願い出により選考の上、入寮を許可する。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第 16 章 公開講座

第 59 条 地方文化の向上発展に資するために、適宜地方の実情に即した公開講座を開催することがある。

第 17 章 雜則

第 60 条 この学則の施行に関し必要な事項は、施行細則で定める。

附 則

この学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

<昭和 40 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日までの改正附則は省略>

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、平成 3 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	
		平成3年度～ 平成10年度	平成11年度
工学部	機械工学科	220	160
	電気工学科	160	140
	土木工学科	120	100
	建築学科	120	100
	電子工学科	180	160
	工業化学科	120	100
	工業物理学科	80	40
	計	1000	800
経営情報学部	経営情報学科	260	260
	計	260	260
国際関係学部	国際関係学科	110	110
	国際文化学科	110	110
	計	220	220

- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 9 条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の際、平成 2 年 4 月 1 日以前に入学した者を除き、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則の施行の日以後において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この学則は、平成 6 年 6 月 1 日から施行し、改正後の第 54 条の 2 の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 第3条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	
		平成3年度～ 平成10年度	平成11年度
工学部	機械工学科	220	160
	電気工学科	160	140
	土木工学科	120	100
	建築学科	120	100
	電子工学科	180	160
	工業化学科	20	100
	工業物理学科	80	40
計		1000	800
経営情報学部	経営情報学科	260	260
	計	260	260
国際関係学部	国際関係学科	110	110
	国際文化学科	110	110
	計	220	220

- この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第9条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この学則施行の際、平成3年4月1日以前に入学した者を除き、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この学則の施行の日以後において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 第3条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	
		平成3年度～ 平成10年度	平成11年度

工学部	機械工学科	220	160
	電気工学科	160	140
	土木工学科	120	100
	建築学科	120	100
	電子工学科	180	160
	工業化学科	120	100
	工業物理学科	80	40
	計	1000	800
経営情報学部	経営情報学科	260	260
	計	260	260
国際関係学部	国際関係学科	110	110
	国際文化学科	110	110
	計	220	220

- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第9条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の際、平成4年4月1日以前に入学した者を除き、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則の施行の日以後において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	
		平成3年度～ 平成10年度	平成11年度
工学部	機械工学科	220	160
	電気工学科	160	140
	土木工学科	120	100
	建築学科	120	100
	電子工学科	180	160
	工業化学科	120	100
	工業物理学科	80	40
	計	1000	800
経営情報学部	経営情報学科	260	260
	計	260	260

国際関係学部	国際関係学科	110	110
	国際文化学科	110	110
	計	220	220

- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第9条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の際、平成5年4月1日以前に入学した者を除き、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の額による。
- 5 この学則の施行の日以後において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、工学部、経営情報学部及び国際関係学部に係る平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	
		平成3年度～ 平成10年度	平成11年度
工学部	機械工学科	220	160
	電気工学科	160	140
	土木工学科	120	100
	建築学科	120	100
	電子工学科	180	160
	工業化学科	120	100
	工業物理学科	80	40
	計	1000	800
経営情報学部	経営情報学科	260	260
	計	260	260
国際関係学部	国際関係学科	110	110
	国際文化学科	110	110
	計	220	220

- 3 人文学部に係る3年次編入学定員の規定は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成12年度からこれを適用する。
- 4 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第9条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則施行の際、平成6年4月1日以前に入学した者を除き、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の額による。
- 6 この学則の施行の日以後において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部工業化学科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第 3 条の規定にかかわらず、工学部、経営情報学部及び国際関係学部に係る平成 11 年度の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
工学部	機械工学科	220
	電気工学科	160
	土木工学科	120
	建築学科	120
	電子工学科	180
	応用化学科	120
	工業物理学科	80
	計	1000
経営情報学部	経営情報学科	260
	計	260
国際関係学部	国際関係学科	110
	国際文化学科	110
	計	220

- 4 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 9 条別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則施行の際、平成 6 年 4 月 1 日以前に入学した者を除き、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の額による。
- 6 この学則施行の日以後において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部工業物理学科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、当該学科に係る適用規定は、なお従前の例による。
- 3 工学部土木工学科、建築学科、応用化学科及び情報工学科に係る 3 年次編入学定員の規定は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 14 年度からこれを適用し、工学部、経営情報学部及び国際関係学部の平成 12 年度の収容定員は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3 年次編	収容定員

			入学定員	
工学部	機械工学科	220	15	910
	電気工学科	140	10	640
	土木工学科	110	10	490
	建築学科	120	10	500
	電子工学科	160	10	720
	応用化学科	120	10	500
	情報工学科	120	0	120
	工業物理学科	0	0	240
計		990	65	4,120
経営情報学部	経営情報学科	260	20	1,080
	計	260	20	1,080
国際関係学部	国際関係学科	110	10	460
	国際文化学科	100	10	450
	計	210	20	910

- 4 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第9条別表及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則施行の際、平成7年4月1日以前に入学した者を除き、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この学則施行の日以後において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 工学部、経営情報学部及び国際関係学部の平成13年度の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
工学部	機械工学科	200	15	890
	電気工学科	110	10	590
	土木工学科	100	10	470
	建築学科	120	10	500
	電子工学科	120	10	660
	応用化学科	100	10	480
	情報工学科	120	0	240
	工業物理学科	0	0	160
計		870	65	3,990
経営情報学部	経営情報学科	250	20	1,070

	計	250	20	1,070
国際関係学部	国際関係学科	110	10	460
	国際文化学科	90	10	430
	計	200	20	890

- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表(第9条関係)及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成13年度以降に人文学部各学科、工学部情報工学科及び応用生物学部各学科に入学する学生に係る教養教育科目については、改正後の別表(第9条関係)教養教育科目(Ⅱ)を適用する。
- 5 この学則施行の際、平成8年4月1日以前に入学した者を除き、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この学則施行の日以後において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この学則は、平成13年5月22日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年5月24日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年11月21日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 経営情報学部経営情報学科、経営学科及び人文学部コミュニケーション学科、心理学科に係る3年次編入学定員の規定は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成16年度からこれを適用し、工学部機械工学科、建築学科、応用化学科及び経営情報学部経営情報学科の平成14年度の入学定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
工学部	機械工学科	190

	建築学科	120
	応用化学科	100
経営情報学部	経営情報学科	140

- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表(第9条関係)及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の額による。
- 5 この学則施行の日以後において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 工学部機械工学科、建築学科、応用化学科及び経営情報学部経営情報学科の平成15年度の入学定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
工学部	機械工学科	180
	建築学科	120
	応用化学科	100
経営情報学部	経営情報学科	130

- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表(第9条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の額による。
- 5 この学則施行の日以後において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 工学部電気工学科、土木工学科及び電子工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 人文学部英語英米学科及び歴史地理学科に係る3年次編入学定員の規定は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成18年度からこれを適用する。
- 4 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表(第9条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

- 6 この学則施行の日以降において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 工学部情報工学科、人文学部日本語日本文化学科及び応用生物学部食品栄養科学科に係る3年次編入学定員の規定は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成19年度からこれを適用する。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表（第9条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則施行の日以降において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この学則は、平成17年5月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年10月14日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表（第9条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の日以降において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表（第9条関係）の規定

にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の日以降において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 工学部機械工学科、同電子情報工学科及び現代教育学部幼児教育学科、同児童教育学科に係る3年次編入学定員の規定は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成22年度からこれを適用する。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表2（第9条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則施行の日以降において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この学則は、平成21年1月21日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国際関係学部国際関係学科、同国際文化学科及び同中国語中国関係学科に係る3年次編入学定員の規定は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成23年度からこれを適用する。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表2（第9条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表2（第9条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 経営情報学部経営情報学科及び経営会計学科に係る3年次編入学定員の規定は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成25年度からこれを適用する。
- 3 改正後の第12条、第18条及び第21条第2項の規定にかかわらず、国際関係学部中国語中国関係学科、生命健康科学部及び現代教育学部においては、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第12条、第18条及び第21条第2項並びに別表1（第2条関係）及び別表2（第9条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この学則施行の日以降において、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条、第18条及び第21条第2項の規定（平成23年4月1日施行）にかかわらず、国際関係学部中国語中国関係学科、生命健康科学部においては、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表2（第9条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条、第18条及び第21条第2項の規定（平成23年4月1日施行）にかかわらず、生命健康科学部においては、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表2（第9条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。